

## 長崎市の下水道における排水基準値

人の健康を保護し生活環境を保全するために、水質汚濁防止法等で次の項目に対して排水基準を定めています。また、県条例では水質汚濁防止法よりも厳しい排水基準を設けています。

(平成27年10月改正)

	項 目	排 水 基 準
生活環境の保全に関する項目	水素イオン濃度(pH)	5.8以上8.6以下
	生物化学的酸素要求量(BOD)	15mg/L以下 ※(注1)
	化学的酸素要求量(COD)	日平均 20mg/L以下、日最大 25mg/L以下 ※(注2)
	浮遊物質(SS)	40mg/L以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	動植物油脂類 30mg/L以下、鉱油類 5mg/L以下
	フェノール類含有量	5mg/L以下
	銅含有量	3mg/L以下
	亜鉛含有量	2mg/L以下
	溶解性鉄含有量	10mg/L以下
	溶解性マンガン含有量	10mg/L以下
	クロム含有量	2mg/L以下
	大腸菌群数	3,000個/cm <sup>3</sup> 以下
	窒素含有量	日平均 60mg/L以下、日最大 120mg/L以下 ※(注3)
	燐含有量	日平均 8mg/L以下、日最大 16mg/L以下 ※(注3)
人の健康の保護に関する項目	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L以下
	シアン化合物	1mg/L以下
	有機燐化合物	1mg/L以下
	鉛及びその化合物	0.1mg/L以下
	六価クロム化合物	0.5mg/L以下
	砒素及びその化合物	0.1mg/L以下
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下
	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003mg/L以下
	トリクロロエチレン	0.1mg/L以下
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下
	ジクロロメタン	0.2mg/L以下
	四塩化炭素	0.02mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下
	チウラム	0.06mg/L以下
	シマジン	0.03mg/L以下
	チオベンカルブ	0.2mg/L以下
	ベンゼン	0.1mg/L以下
	セレン及びその化合物	0.1mg/L以下
	ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L、海域 230mg/L
	ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L、海域 15mg/L
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L以下 ※(注4)
	1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下
	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下 ※(注5)

(注1)BOD基準は、東部下水処理場のみ14mg/L以下(橘湾流域別下水道整備総合計画により)。

(注2)COD基準は、南部下水処理場にのみ適用(長崎湾内放流)。

三重・東部・西部下水処理場等の海域放流については、日平均120mg/L以下、日最大160mg/L以下。

大平浄化センターの海域放流については、日平均20mg/L以下、日最大30mg/L以下。

ただし、中部下水処理場等河川放流は適用されない。

(注3)窒素含有量・燐含有量については、中部・南部下水処理場及び琴海南部・大平浄化センターに適用(長崎湾、大村湾への流入河川及び両湾内への放流)。

(注4)アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

(注5)ダイオキシン類は西部下水処理場のみ適用。